

岩手県告示第370号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 226号	生石灰	90粉末生石灰	アルカリ分 90.0	% —	北上石灰株式会社	秋田県鹿角市 十和田錦木字 山谷32番地3	令和11年 2月1日
岩手県第 284号	副産石灰肥料	カキ殻くん	アルカリ分 44.0	肥料の品質の確保等 に関する法律第3条 第1項に規定する公 定規格のとおり	岩手コンポスト株式会社	岩手県花巻市 石鳥谷町五大 堂第6地割1 番地13	令和11年 1月30日